

## 神奈川歯科大学学会 代議員選出規程

### 1条 目的

本規定は、神奈川歯科大学学会における代議員の選出について定めることを目的とする。

### 第2条 代議員の役割

代議員は、神奈川歯科大学学会の予算・決算・事業計画等の特に重大な事項について代議員会あるいは総会で審議を行い、本学会の適切な運営を行う。なお、代議員は無報酬とする。

2. 代議員は、理事の選挙において投票することができる。
3. 代議員は、神奈川歯科大学学会の談話会に申請することができ研究活動の推進を行う。

### 第3条 代議員の種類

代議員は、神奈川歯科大学歯学部常勤教授および常勤准教授からなる学内代議員、終身会員からなる学外代議員等の2種類とし100名程度をもって構成する。

### 第4条 代議員の選考

学内代議員は、神奈川歯科大学歯学部常勤教授あるいは常勤准教授の内、本人が希望し理事会で承認された会員とする。

2. 学外代議員は、本学会の代議員推薦委員会より推薦された候補者の中から理事会で承認された終身会員とする。

### 第5条 任期

学内代議員は当該職に従事している期間とする。学外代議員の任期は4年とし、再任を妨げない。

### 第6条 解任

代議員が本学会の名誉を毀損するような行為、あるいは本学会の目的に反する行為をなした場合は、理事会の議を経て解任できるものとする。

2. 前項により代議員を解任する際は、当該代議員にあらかじめその旨を通知するとともに、解任に係る決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

### 第7条 改変

本規程の改変は、代議員推薦委員会の議を経て理事会の承認を受け行う。なお、改変した内容については総会で報告しなければならない。

### 附則

代議員推薦委員会規程、および学外代議員の選出に関する細則を別途定める。

本規定は令和7年2月6日より施行する。

## 代議員推薦委員会規程

### 1条 目的

本規程は、神奈川歯科大学学会における学外代議員の選出における代議員推薦委員会について定めること目的とする。

### 第2条 構成

代議員推薦委員会の委員は、本学会理事、理事会から推薦された候補者からなる5名より構成する。

2. 委員長は互選により決定する。

### 第3条 学外代議員の選考基準

1～3を満たし、4を考慮する

1. 終身会員
2. 神奈川歯科大学の卒業生
3. 本学会に貢献が期待できる人物
4. 日本国内よりできるだけ均等に選考し、国外から選考することも可能とする。

### 第4条

#### 改変

本規程の改変は、代議員推薦委員会の議を経て理事会の承認を受け行う。なお、改変の内容について総会で報告しなければならない。

#### 附則

本規定は令和7年2月6日より施行する。